

長崎県公立大学法人が徴収する料金の上限に関する認可について

〔 令和2年3月19日
県議会議決 〕

長崎県公立大学法人が徴収する料金の上限について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定に基づき、次のとおり認可するものとする。

1 授業料、入学料及び検定料等

長崎県公立大学法人が設置する長崎県立大学及び県立長崎シーボルト大学（以下「大学」という。）において徴収する授業料、入学料及び検定料等の上限額は、別表のとおりとする。

2 証明手数料

大学において徴収する証明手数料の上限額は、1通につき400円とする。

3 電柱類

電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1の例により算定した額とする。ただし、電柱類を設定した者以外の者が、電線その他これに類するものを当該電柱類に架設する場合は、電柱類の使用料の額の範囲内で理事長が別に定める額とする。

4 地下埋設物

長崎県道路占用料徴収条例（昭和43年長崎県条例第18号）別表の例により算定した額とする。

5 長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）に基づく公文書の写しの交付

長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）に定める額とする。

6 財産の使用料

理事長の許可を受けて土地又は建物を使用する者から大学が徴収する財産使用料の上限額は、長崎県県有財産の交換、譲渡等に関する条例（昭和39年長崎県条例第9号）別表第1に定める額とする。

別表

区 分			単 位	金 額	
学 部	授業料		年額	535,800円	
	研究料	研究生	月額	29,700円	
		研修員		実験系	37,100円
				非実験系	18,500円
	聴講料		1 単位	14,800円	
	入学料	学 生	県内に住所を有する者	1 件	176,500円
			県外に住所を有する者		353,000円
		研究生	県内に住所を有する者		53,500円
			県外に住所を有する者		107,000円
	検定料	学 生	1 件	17,000円	
研究生		1 件	9,800円		
大 学 院 の 研 究 科	授業料		年額	535,800円	
	研究料	研究生	月額	29,700円	
		研修員		実験系	37,100円
				非実験系	18,500円
	聴講料		1 単位	14,800円	
	入学料	学 生	県内に住所を有する者	1 件	176,500円
			県外に住所を有する者		353,000円
		研究生	県内に住所を有する者		53,500円
			県外に住所を有する者		107,000円
	検定料	学 生	1 件	30,000円	
研究生		1 件	9,800円		